

2 目的外使用許可部分の経費区分

東区民文化センターには、広島市が建物使用について団体等へ目的外使用許可している部分がある。これに係る共益費は広島市が団体等へ直接請求し、収入とするが、東区民文化センターの指定管理者は、これを一旦立替払いした後に、目的外使用許可分を計算し、広島市へ報告することとする。広島市はこの報告を受け、当該団体等へ請求し、広島市に納入させるものとする。

なお、この立替分の経費は、東区民文化センターの指定管理者への管理経費の上限額に含んでいる。

〔令和6年度の目的外使用許可の状況〕

内容	階	使用面積	共 益 費				
			電気料	ガス料	上下水道料	清掃	警備
喫茶室	2 階	70.35 m ²	○		○		○
自動販売機（飲料水カップ）	1、3 階	1.43 m ²	○		○		
自動販売機（飲料水缶、紙パック）	1、3 階	2.94 m ²	○				
自動販売機用ごみ回収ボックス	1、3 階	1.24 m ²					
光アクセス装置	1 階		○				

経費の算出方法（目的外使用許可部分の実費請求の計算方法）

喫茶室の電気、水道料は副メーターによる使用料按分、その他は副メーター、面積按分など広島市が定める方法により算出（光アクセス装置については、広島市が算出する。）